

尾道市地域防災計画

令和7年6月修正

尾道市防災会議

第1章 総則（基本編）	第2章 災害予防計画（基本編）
第1節 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第1節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・60
第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・2	第2節 防災都市づくりに関する計画・・・・・・・・61
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則・・・・・・・・3	1 方針
1 基本理念	2 治山対策
2 基本原則	3 水害の防止
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・5	4 急傾斜地の崩壊対策
1 市	5 ため池対策
2 広島県東部建築事務所 三原支所	6 防災上重要な公共施設の整備
3 広島県東部農林水産事務所 尾道農林事業所	7 住宅、建築物等の安全性の確保
4 広島県東部保健所	8 盛土
5 消防局	9 ライフラインの整備
6 尾道警察署・福山西警察署	10 防災性の高い都市構造の形成
7 指定地方行政機関	第3節 市民の防災活動の促進に関する計画・・・・・・・・69
8 指定公共機関	1 方針
9 指定地方公共機関	2 防災教育
10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	3 防災訓練
11 自衛隊	4 消防団への入団促進
第5節 尾道市の地勢等の概況・・・・・・・・10	5 地区防災計画の策定等
第6節 災害発生状況について・・・・・・・・12	6 自主防災組織の育成、指導
第7節 既往地震の概要・・・・・・・・14	7 ボランティア活動の環境整備
1 発生地震による地震タイプの特徴	8 企業防災の促進
2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	9 市民運動の推進
3 広島県周辺における既往地震・津波	第4節 調査・研究に関する計画・・・・・・・・78
第8節 被害想定・・・・・・・・19	1 目的
1 地震被害想定調査	2 実施事項
2 調査内容	3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査
3 想定結果	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画・・・79
第9節 津波浸水想定・・・・・・・・53	1 方針
1 基本	2 災害発生直前の応急対策への備え
2 津波浸水想定	3 災害発生直後の応急対策への備え
第10節 減災目標・・・・・・・・58	4 災害派遣、広域的な応援体制への備え
1 方針	5 救助・救急、医療、消火活動への備え
2 減災目標	6 緊急輸送活動への備え
3 具体目標	7 避難の受入れ・情報提供活動への備え
4 目標達成のための施策体系	8 救援物資の調達・供給活動への備え
5 目標達成のための施策推進等	9 燃料確保の備え
	10 電源確保
	11 倒木等への対策
	12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結
	13 建設業等の担い手の確保・育成
	14 空家状況の把握
	15 男女共同参画の視点に立った取組
	16 文教関係
	17 罹災証明書の発行体制の整備
	18 上下水道施設の対策

第2章 災害予防計画（基本編）	第3章の1 災害応急対策計画（基本編）
第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画・・・91	第1節 基本方針・・・111
1 方針	第2節 災害発生直前の応急対策・・・112
2 洪水浸水想定区域等の指定	第1項 配備動員計画・・・112
3 津波災害警戒区域の指定	1 災害組織計画
4 ハザードマップの作成	2 職員動員計画
5 避難計画の作成等	3 要員確保計画
6 住民への周知等	第2項 気象警報等の伝達に関する計画・・・122
7 指定避難所等の整備	1 方針
8 動物愛護管理に関する計画	2 災害広報計画
第5節の3 危険物等災害予防計画・・・99	第3項 住民等の避難誘導に関する計画・・・132
1 方針	1 方針
2 実施内容	2 避難の指示等
第5節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画・・・101	3 報告
1 方針	4 避難の誘導
2 災害対策資機材等の対象	5 再避難の措置
3 実施方法	6 防災上重要な施設の避難対策
4 備蓄及び調達体制の確立	7 土砂災害警戒区域及び特別計画区域における警戒避難体制
第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画・・・105	第3節 災害発生直前の応急対策・・・140
1 方針	第1項 災害情報計画・・・140
2 要配慮者に配慮した環境整備	1 方針
3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	2 情報の収集伝達手段
4 在宅の避難行動要支援者対策	3 災害情報の収集伝達
5 要配慮者への啓発・防災訓練	4 災害発生及び被害状況報告・通報
6 要配慮者利用施設の避難体制	第2項 通信運用計画・・・151
第7節 広域避難の受入に関する計画・・・110	1 方針
1 方針	2 災害時の通信連絡の確保
2 被災住民の受入	3 通信施設の応急復旧
3 被災住民の受入れが不要となった場合	第4節 ヘリコプターによる災害応急対策・・・153
4 県の支援	1 方針
	2 活動体制
	3 活動内容
	4 活動拠点の確保
	5 支援要請
	6 各機関への出動要請
	7 臨時ヘリポートの準備
	第5節 災害派遣・広域的な応援体制・・・157
	第1項 自衛隊災害派遣計画・・・157
	1 方針
	2 災害派遣要請の基準
	3 災害派遣要請の対象となる応急対策計画
	4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
	5 災害派遣要請の手続等
	6 災害情報の連絡
	7 災害地における調整
	8 災害派遣部隊の受け入れ
	9 派遣に要する経費の負担
	10 災害派遣部隊の撤収要請

第3章の1	災害応急対策計画（基本編）	第3章の1	災害応急対策計画（基本編）
第2項	相互応援協力計画・・・・・・・・・・161	第2項	交通、輸送応急対策計画・・・・・・・・・・192
1	方針	1	方針
2	実施内容	2	陸上交通の確保
3	民間団体等への応援要請	3	海上交通安全の確保
4	相互応援協定等の締結	4	交通施設災害応急対策
5	応援要員の受け入れ体制	5	交通マネジメント
6	応急措置の代行	6	応急輸送対策
7	被災地への職員の派遣	第3項	貯木対策計画・・・・・・・・・・202
第3項	防災拠点に関する計画・・・・・・・・・・165	1	方針
1	方針	2	貯木対策
2	広島県防災拠点施設	第8節	避難生活及び情報提供活動・・・・・・・・・・203
3	救援拠点	第1項	避難対策計画・・・・・・・・・・203
第6節	救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・・・168	1	方針
第1項	救出計画・・・・・・・・・・168	2	指定避難所等の開設
1	方針	3	避難行動要支援者の避難等
2	陸上災害救難	4	指定避難所の管理運営
3	海上救難	5	広域的避難
4	惨事ストレス対策	第2項	災害広報・被災者相談計画・・・・・・・・・・207
5	部隊間の活動調整	1	方針
6	活動時における感染症対策	2	広報活動
第2項	医療、救護計画・・・・・・・・・・174	3	広報体制
1	方針	4	被災者相談活動
2	医療救護体制等の整備（平常時）	5	安否情報の提供等
3	災害の発生時における関連機関の対応	第3項	住宅応急対策計画・・・・・・・・・・209
4	医療救護等の活動内容	1	方針
5	惨事ストレス対策	2	実施する応急対策の内容
6	助産	3	実施責任者
7	部隊間の活動調整	4	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ
8	搬送体制の整備	5	住宅の応急修理
9	医薬品・医療資機材の確保	6	公営住宅の提供
10	保健活動	7	企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与
第3項	消防計画・・・・・・・・・・182	8	民間賃貸住宅の情報提供
1	方針	9	被災宅地危険度判定
2	実施方法	第9節	救援物資の調達・供給活動・・・・・・・・・・214
3	災害対策本部との関係	第1項	食料供給計画・・・・・・・・・・214
4	部隊間の活動調整	1	方針
第4項	水防計画・・・・・・・・・・183	2	実施責任者及び実施内容
1	方針	3	実施方法
2	実施方法	4	食料供給の適用範囲及び期間
3	災害対策本部との関係	5	災害救助法が適用された場合
第5項	危険物等災害応急対策計画・・・・・・・・・・184	第2項	給水計画・・・・・・・・・・217
1	方針	1	方針
2	実施方法	2	実施責任者
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・・・190	3	実施内容
第1項	災害警備計画・・・・・・・・・・190	4	飲料水等供給方法
1	方針		
2	県警察の災害警備対策		
3	第六管区海上保安本部の治安維持対策		

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）	第3章の1 災害応急対策計画（基本編）
第3項 生活必需品等供給計画・・・・・・・・・・219	第5項 有害物資等による環境汚染防止計画・・・・・・・・・・235
1 方針	1 目的
2 実施責任者	2 実施方法
3 実施基準	3 環境汚染防止の推進等
4 生活必需品等の範囲	第12節 自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）・・・・・・・・・・236
5 実施方法	1 方針
第4項 救援物資の調達及び配送計画・・・・・・・・・・221	2 ボランティアの受け入れ
1 方針	3 専門ボランティアの派遣等
2 物資の調達及び受入体制	4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供
3 物資の輸送	5 災害情報等の提供
第10節 防疫、保健衛生、遺体の対策に関する活動・・・・・・・・・・222	6 ボランティアとの連携・協働
第1項 防疫計画・・・・・・・・・・222	7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制
1 方針	8 ボランティア保険制度
2 防疫	9 海外からの支援活動の受け入れ
3 災害防疫対策連絡会議及び災害防疫対策本部	第13節 文教計画・・・・・・・・・・240
4 報告、記録	1 方針
第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画・・・・・・・・・・225	2 避難対策
1 方針	3 生徒等への相談活動
2 遺体の搜索	4 応急教育対策
3 遺体の取扱い	5 学校が地域の避難所となる場合の対策
4 遺体の埋火葬	6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策
第11節 応急復旧、二次災害防止活動・・・・・・・・・・227	7 文化財に対する対策
第1項 公共施設等災害応急復旧計画・・・・・・・・・・227	第14節 災害救助法適用計画・・・・・・・・・・244
1 方針	1 方針
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	2 災害救助法適用
3 交通施設の応急復旧活動	第15節 海上災害応急対策計画・・・・・・・・・・248
4 治水施設等の応急復旧活動	1 船舶災害
5 治山施設等の応急復旧活動	2 大量流出油等災害
6 その他公共、公益施設の応急復旧活動	第16節 突発的災害における応急対策計画・・・・・・・・・・252
7 住民への広報活動	1 方針
第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画・・・・・・・・・・229	2 体制
1 方針	3 対策事項
2 電力施設災害応急対策	
3 ガス施設災害応急対策	
4 水道施設の災害応急対策	
5 下水道施設の応急対策	
第3項 その他施設災害応急対策計画・・・・・・・・・・232	
1 目的	
2 防災重点ため池対策	
3 空家対策	
第4項 廃棄物処理計画・・・・・・・・・・233	
1 方針	
2 災害廃棄物処理計画	
3 実施主体等	
4 災害廃棄物の処理	
5 災害廃棄物処理実行計画の作成	

第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）	第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）
第1節 基本方針・・・・・・・・・・253	第2項 相互応援協力計画・・・・・・・・・・306
第2節 災害発生直前の応急対策・・・・・・・・254	1 方針
第1項 配備動員計画・・・・・・・・・・254	2 実施内容
1 方針	3 民間団体等への応援要請
2 組織系統	4 相互応援協定等の締結
3 市の配備動員体制	5 応援要員の受け入れ体制
第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画・・・263	6 応急措置の代行
1 方針	7 被災地への職員派遣
2 地震・津波情報の収集・伝達	第3項 防災拠点に関する計画・・・・・・・・・・310
第3項 住民等の避難誘導に関する計画・・・・・・・・271	1 方針
1 方針	2 広島県防災拠点施設
2 避難の指示等	3 救援拠点
3 津波避難のための事前の準備	第6節 救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・315
4 避難の誘導	第1項 救出計画・・・・・・・・・・315
第3節 災害発生後の応急対策・・・・・・・・・・276	1 方針
第1項 災害情報計画・・・・・・・・・・276	2 陸上における救出
1 方針	3 海上における救出
2 情報の収集伝達手段	4 惨事ストレス対策
3 情報の収集伝達経路	5 部隊間の活動調整
4 地震・津波災害発生及び被害状況報告・通報	6 活動時における感染症対策
第2項 通信運用計画・・・・・・・・・・294	第2項 医療、救護計画・・・・・・・・・・318
1 方針	1 方針
2 広島県総合行政通信網の活用	2 医療救護体制等の整備（平常時）
3 公衆電気通信設備の優先利用	3 災害時における実施責任者及び実施内容
4 優先通信等が途絶した場合における代替措置	4 医療救護等の活動内容
5 通信施設の応急対策	5 医薬品・医療資機材の確保
6 通信施設の機能確認及び運用訓練	6 救護所設置の広報
7 通信機器の供給の確保	7 惨事ストレス対策
8 通信設備の電源の確保	8 部隊間の活動調整
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策・・・・・・・・298	9 保健活動
1 方針	第3項 消防計画・・・・・・・・・・325
2 活動体制	1 方針
3 活動内容	2 消防活動体制の整備
4 活動拠点の確保	3 実施方法
5 支援要請	4 事業所等の活動
6 各機関への対応要請	5 相互応援体制の整備
7 臨時ヘリポートの準備	6 広域災害発生時における県の措置
第5節 災害派遣・広域的な応援体制・・・・・・・・302	7 惨事ストレス対策
第1項 自衛隊災害派遣計画・・・・・・・・・・302	8 部隊間の活動調整
1 方針	第4項 水防計画・・・・・・・・・・327
2 自主派遣の基準	1 方針
3 災害派遣部隊の活動	2 応急対策
4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	3 津波、高潮対策
5 災害派遣要請の手続等	4 水防活動の応援要請
6 災害派遣部隊の受け入れ	第5項 危険物等災害応急対策計画・・・・・・・・・・328
7 派遣に要する経費の負担	1 方針
8 災害派遣部隊の撤収要請	2 危険物災害応急対策
	3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策
	4 毒物劇物災害応急対策

第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）	第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・331	第3項 生活必需品等供給計画・・・361
第1項 警備、交通規制、交通確保計画・・・331	1 方針
1 方針	2 実施責任者
2 警備対策	3 実施基準
3 陸上交通の確保	4 実施方法
4 海上交通	第4項 救援物資の調達及び配送計画・・・363
5 交通マネジメント	1 方針
第2項 交通、輸送応急対策計画・・・340	2 物資の調達及び受入体制
1 方針	3 物資の輸送
2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	第10節 防疫・保健衛生・遺体の対策に関する活動・・・364
3 輸送車両等の確保	第1項 防疫計画・・・364
4 港湾の輸送拠点としての活用	1 方針
第3項 貯木対策計画・・・343	2 実施責任者及び実施内容
1 方針	3 県の防疫活動
2 貯木対策	4 市の防疫活動
第8節 避難生活及び情報提供活動・・・344	第2項 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画・・・366
第1項 避難対策計画・・・344	1 方針
1 方針	2 遺体の捜索
2 指定避難所の開設	3 遺体の取扱い
3 避難行動要支援者の避難等	4 遺体の埋火葬
第2項 災害広報・被災者相談計画・・・347	第11節 応急復旧、二次災害防止活動・・・368
1 方針	第1項 公共施設等災害応急復旧計画・・・368
2 広報活動	1 方針
3 被災者相談活動	2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動
4 安否情報の提供等	3 交通施設の応急復旧活動
第3項 住宅応急対策計画・・・351	4 治水施設等の応急復旧活動
1 方針	5 治山施設等の応急復旧活動
2 実施する応急対策の内容	6 その他公共、公益施設の応急復旧活動
3 実施責任者	7 住民への広報活動
4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策・・・370
5 住宅の応急修理	1 方針
6 公営住宅の提供	2 電力施設の応急対策
7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	3 ガス施設の応急対策
8 被災建築物応急危険度判定	4 水道施設の応急対策
9 民間賃貸住宅の情報提供	5 下水道施設の応急対策
10 被災宅地危険度判定	第3項 その他施設災害応急対策計画・・・373
第9節 救援物資の調達・供給活動・・・357	1 目的
第1項 食料供給計画・・・357	2 防災重点ため池対策
1 方針	3 空家対策
2 実施責任者及び実施内容	第4項 廃棄物処理計画・・・374
3 実施方法	1 方針
4 食料供給の適用範囲及び期間	2 災害廃棄物処理計画
5 用途及び経費	3 実施主体等
第2項 給水計画・・・359	4 災害廃棄物の処理
1 方針	5 災害廃棄物処理実行計画の作成
2 実施責任者	第5項 有害物質等による環境汚染防止計画・・・376
3 実施内容	1 目的
4 飲料水等供給方法	2 実施方法
	3 環境汚染防止の推進等

<p>第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）</p> <p>第12節 自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）・・・377</p> <p>1 方針</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>3 専門ボランティアの派遣等</p> <p>4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供</p> <p>5 災害情報等の提供</p> <p>6 ボランティアとの連携・協働</p> <p>7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制</p> <p>8 ボランティア保険制度</p> <p>9 海外からの支援活動の受け入れ</p> <p>第13節 文教計画・・・381</p> <p>1 方針</p> <p>2 避難対策</p> <p>3 生徒等への相談活動</p> <p>4 応急教育対策</p> <p>5 学校が地域の避難所となる場合の対策</p> <p>6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策</p> <p>7 文化財に対する対策</p> <p>第14節 災害救助法適用計画・・・385</p> <p>1 方針</p> <p>2 災害救助法適用</p>	<p>第4章 災害復旧計画（基本編）</p> <p>第1節 目的・・・389</p> <p>第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画・・・390</p> <p>1 方針</p> <p>2 各種調査の住民への周知</p> <p>3 罹災証明書の交付</p> <p>4 被災者台帳の整備</p> <p>5 各種支援措置等</p> <p>第3節 被災者の生活確保に関する計画・・・393</p> <p>1 方針</p> <p>2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策</p> <p>3 被災者等に対する生活相談</p> <p>4 雇用の安定支援</p> <p>5 被災者の最低生活の保障</p> <p>6 各機関の援護対策</p> <p>第4節 施設災害復旧計画・・・395</p> <p>1 方針</p> <p>2 復旧計画</p> <p>第5節 激甚災害の指定に関する計画・・・397</p> <p>1 方針</p> <p>2 激甚災害に関する調査</p> <p>第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画・・・398</p> <p>1 方針</p> <p>2 実施</p> <p>3 募集</p> <p>4 集積</p> <p>5 引継</p> <p>6 配分</p> <p>7 義援金品の管理、費用</p> <p>第7節 災害復興計画（防災まちづくり）・・・400</p> <p>1 方針</p> <p>2 被災地における市街地の復興</p> <p>3 学校施設の復興</p>
--	---